

「義務教育費国庫負担制度」の堅持・拡充を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところである。

しかし、国は財政状況を理由として、昭和 60 年度からこれまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきた。また、「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、平成 18 年度から費用の負担率については 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いている。今ままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっている。

よって、中野市議会は、国に対し、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、下記事項を実現するよう強く要望するものである。

記

教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充し、負担率を 2 分の 1 に復元すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 9 月 24 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

長野県中野市議会議長 町田 博文